

### 5.3.9 財団法人大阪がん予防検診センター

財団法人大阪がん予防検診センターは、がんの一次予防と二次予防を推進し、がんから府民を守るために、(社)大阪府医師会、大阪府、大阪市が出捐して設立された団体です。がん検診及び精密検査の実施や市町村がん検診の精度管理の維持・向上のため、精度管理基礎調査の実施や研修を開催していきます。

また、疫学的調査に必要ながん検診データに関する情報提供、「がん予防キャンペーンおおさか」をはじめとした、府民に対する受診率向上のための啓発活動やがん予防に関する知識の普及を図っていきます。

## 5.4 市町村等の役割

### 5.4.1 市町村

府民運動として健康づくりを推進していく上で、市町村は、食生活の改善をはじめ、運動や禁煙、節酒などの生活習慣の改善に向けた地域住民への普及・啓発などによるポピュレーションアプローチの中心的役割を担っており、健康づくりに関する情報提供や健康づくりボランティアの育成も行っています。

また、市町村の保健師、管理栄養士等は、介護予防、児童虐待など他の業務との関係を踏まえつつ健康づくり施策の企画・調整・評価等の業務に重点を置く方向での体制強化が期待されています。

さらに、市町村は、国民健康保険の医療保険者として、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40歳から74歳の被保険者を対象とする特定健康診査・特定保健指導を行うとともに、健康増進法に基づきがん検診、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診等の健康増進事業を行うこととされています。

### 5.4.2 事業者

労働安全衛生法により、事業者は労働者に対し、健康診断を行わなければならないとされており、平成20年4月から特定健康診査・特定保健指導を義務づけられた医療保険者と相互に協力し、健康づくりを担うこととなります。

また、事業者は、従業員の健康づくりのため、職場環境の整備や福利厚生の実施などを行うこととされています。

### 5.4.3 医療保険者

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」により、40 歳から 74 歳までの人を対象とした特定健康診査・特定保健指導が医療保険者に義務付けられ、平成 24 年度には平成 20 年度と比較してメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群) 該当者・予備群を 10%減少させることとしています。この目標を達成するため、医療保険者は特定健康診査等実施計画の策定や被保険者、被扶養者が受診しやすい体制整備、保健指導を実施するための人材確保、未受診者に対する受診勧奨など、确实、適切な特定健康診査・特定保健指導を実施することとされています。

また、健康保険組合連合会大阪連合会等の医療保険者が「保険者協議会」(事務局：大阪府国民健康保険団体連合会)を設置し、下記事業の効率的な実施に取り組んでいます。

#### (主な事業)

- ▽ 医療費の調査、分析、評価
- ▽ 被保険者に対する普及啓発・保健指導等の保健事業の共同実施
- ▽ 保健師、管理栄養士等のマンパワーに対する研修、保険者間の物的・人的資源の共同利用
- ▽ 医療保険者間の効果的な保健事業に関する情報交換